

福岡県医発第132号（保）

平成16年4月16日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



大分県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

保 険 者 名	区 分	現 行	改正後	施行年月日
大分県医師国民健康保険組合	組合員 及び 家 族	10 分の 2	10 分の 3	平成 16 年 4 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

16国援第83号-2
平成16年4月12日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

大分県医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、大分県福祉保健部高齢者福祉課国保医療室長から通知がありましたので、お知らせします。



(公印省略)



高齢国保第830号
平成16年3月22日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課
国保医療室長

大分県医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について（通知）

大分県医師国民健康保険組合から、一部負担割合の改正を含む規約の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可したのでお知らせします。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮願います。

記

1 改正内容（一部負担金）

改 正 後	改 正 前
(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保健薬局について療養の給付を受ける際、組合員及び家族はその <u>10分の3</u> に相当する額を一部負担金として保険医療機関又は保健薬局に支払わなければならない。	(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保健薬局について療養の給付を受ける際、組合員及び家族はその <u>10分の2</u> に相当する額を一部負担金として保険医療機関又は保健薬局に支払わなければならない。
2 省略	2 省略

2 施行年月日 平成16年4月1日

